



2023年9月15日

各 位

会 社 名	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	
代 表 者 名	取締役社長	五島 久
本 社 所 在 地	福岡市中央区大手門一丁目8番3号	
(コード番号 8354)	東証プライム、福証)	
問 合 せ 先	執行役員経営企画部長	溝江 鉄兵
	(TEL. 092-723-2502)	
会 社 名	株式会社福岡中央銀行	
代 表 者 名	取締役頭取	荒木 英二
本 社 所 在 地	福岡市中央区大名二丁目12番1号	
(コード番号 8540)	福証)	
問 合 せ 先	常務取締役総合企画部長	岡野 みゆき
	(TEL. 092-751-4429)	

株式会社ふくおかフィナンシャルグループと株式会社福岡中央銀行の株式交換における 第1回A種優先株式の株式交換比率の決定に関するお知らせ

2023年3月14日にお知らせいたしました、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（取締役社長 五島 久、以下「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。）を株式交換完全親会社とし、株式会社福岡中央銀行（取締役頭取 荒木 英二、以下「福岡中央銀行」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）につきまして、2023年3月14日付で締結しました株式交換契約書（以下「本件株式交換契約」といいます。）に基づき福岡中央銀行の第1回A種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）における株式交換比率を算出し、下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本優先株式の株式交換比率

	ふくおかフィナンシャルグループ (株式交換完全親会社)	福岡中央銀行 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	2.71

2. 株式の割当ての内容

福岡中央銀行の本優先株式 1 株に対して、ふくおかフィナンシャルグループの普通株式 2,71 株を割当てます。

3. 株式交換により交付する株式数等

本件株式交換に際して、ふくおかフィナンシャルグループが交付するふくおかフィナンシャルグループの普通株式は、2,622,524 株（福岡中央銀行の普通株式の株主に対して交付する 1,890,824 株（注）と福岡中央銀行の本優先株式の株主に対して交付する 731,700 株の合計数）となる予定です。なお、交付するふくおかフィナンシャルグループの普通株式は、全てふくおかフィナンシャルグループが保有する自己株式をもって割当てするものとします。

本件株式交換により、福岡中央銀行の普通株主及び本優先株式の株主に交付されるふくおかフィナンシャルグループの普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

また、本件株式交換により、1 単元（100 株）未満のふくおかフィナンシャルグループの普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける福岡中央銀行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び証券会員制法人福岡証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、ふくおかフィナンシャルグループに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、ふくおかフィナンシャルグループが売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、ふくおかフィナンシャルグループに対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

なお、ふくおかフィナンシャルグループは、本件株式交換の効力発生日である 2023 年 10 月 1 日をもって、福岡中央銀行の発行済普通株式及び本優先株式の全部（ただし、ふくおかフィナンシャルグループが保有する福岡中央銀行の普通株式及び本優先株式を除きます。）を取得する予定ですが、これに先立ち、福岡中央銀行は、本件株式交換契約の定めに従い、本件株式交換の効力発生時点の直前時において福岡中央銀行が保有する自己株式（本件株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る普通株式及び本優先株式の買取りによって取得するものを含みます。）の全部を消却する予定です。

（注） 当該数の根拠については、2023 年 3 月 14 日付開示「株式会社ふくおかフィナンシャルグループと株式会社福岡中央銀行の株式交換による経営統合に関する最終合意について」
4. (3)①（注 2）をご参照ください。

4. 本優先株式における株式交換比率の決定の根拠

(1) 算出方法

本件株式交換契約に規定された以下の算出方法によります。

株式交換比率=10,000 円/ふくおかフィナンシャルグループの普通株式の平均株価

(注1) 上記算出において「ふくおかフィナンシャルグループの普通株式の平均株価」とは、効力発生日前に必要とされる事務対応期間を設け、東京証券取引所プライム市場における2023年9月4日から同年9月15日までの10取引日の間の各取引日（但し、取引が行われなかった日は除きます。）のふくおかフィナンシャルグループの普通株式1株あたりの終値の単純平均値（小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入いたします。）といたします。

(注2) 本優先株式の株式交換比率は、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入いたしました。

(2) 算定結果

ふくおかフィナンシャルグループの普通株式の平均価格=3,688 円

本優先株式の株式交換比率=10,000 円/3,688 円=2.711≒2.71

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

ふくおかフィナンシャルグループ	経営企画部	経営戦略グループ	TEL 092-723-2622
福岡中央銀行	総合企画部		TEL 092-751-4429